

○北海道資源管理方針の一部改正について

漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第9項の規定に基づき、北海道資源管理方針(以下「道方針」という。(令和2年12月1日公表))の一部を次のように改正し、同条第10項において準用する同条第6項の規定に基づき公表する。

令和2年12月25日

北海道知事 鈴木 直道

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを加える。

改正後	改正前 (令和2年12月1日公表)
北海道資源管理方針 第1～第7(略) 第8 <u>個別の水産資源についての具体的な資源管理方針</u> <u>特定水産資源についての具体的な資源管理方針は特定水産資源ごとに「別紙1-1 さんま」から「別紙1-3 まいわし太平洋系群」に、それぞれ定めるものとする。</u>	北海道資源管理方針 第1～第7(略)

第8の規定の次に3別紙を加える。

(別紙 1 - 1 さんま)

第 1 特定水産資源

さんま

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 北海道さんま漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、さんまの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

さんま漁業（北海道漁業調整規則（令和 2 年北海道規則第 94 号。以下「漁業調整規則」という。）第 5 条第 1 項(10)及び(11)に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

1 月～12 月

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内

2 北海道さんまを漁獲するその他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、さんまの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

定置網漁業（知事が免許する漁業で漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下同じ。）第 60 条第 3 項に規定する定置漁業及び同条第 5 項第 2 号に掲げる第二種共同漁業（小型定置網による漁業及び底建網による漁業に限る。）並びに漁業調整規則第 5 条第 1 項(28)及び(29)に掲げる漁業をいう。以下同じ。）、さんまを漁獲する漁業（北海道に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う、さんま漁業及び定置網漁業を除くさんまを採捕する漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

1 月～12 月

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、それぞれの知事管理区分における漁獲実績を基礎とし、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いたうえで配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

さんま漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、関係者による「さんま漁業におけるさんま資源の保存及び管理に関する協定」の維持を奨励し、将来的に法124条に基づく協定への移行を検討する。

第2の2の北海道さんまを漁獲するその他漁業管理区分においては、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、承認隻数、免許統数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度になるように努めるものとする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 1 - 2 まあじ)

第 1 特定水産資源

まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 北海道まあじを漁獲する漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

定置網漁業、まあじを漁獲する漁業（北海道に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う、定置網漁業を除くまあじを採捕する漁業をいう。

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

1月～12月

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を北海道まあじを漁獲する漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許認可隻数、免許統数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度になるよう努めるものとする。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙 1 - 3 まいわし太平洋系群)

第 1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 北海道まいわし太平洋系群火光を利用する敷網試験操業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわし太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

火光を利用する敷網試験操業（漁業調整規則第 52 条第 1 項の規定に基づき知事が許可するものに限る。）のうち、まいわしを対象とするものをいう。以下同じ。）

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

1 月～12 月

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内

2 北海道まいわし太平洋系群を漁獲するその他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわし太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

定置網漁業、まいわしを漁獲する漁業（北海道に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う、火光を利用する敷網試験操業及び定置網漁業を除く、まいわしを採捕する漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

1 月～12 月

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、それぞれの知事管理区分における漁獲実績を基礎とし、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いたうえで配分するものとする。

なお、国の留保枠から配分があった場合、予め関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により配分する。

また、都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間での数量の融通に伴う数量の変更についても、予め関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2の2の北海道まいわし太平洋系群を漁獲するその他漁業管理区分においては、現状の漁獲努力量を増加させることがないように、許認可隻数、免許統数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度になるように努めるものとする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。